### 品川区議会個人情報の保護に関する条例施行規程の整備について

#### 1 経 緯

#### (1) 条例の制定

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の取り扱い について新たに条例を制定するため、議会運営委員会での協議・審査を経て、令 和4年第4回区議会定例会最終日(令和5年1月12日)に当該条例を議決し、翌 1月13日に公布された。

#### (2) 条例の概要

個人情報の適正な取扱いと個人の権利利益の保護を図るため、次の①~⑥までについて定めた。

①総則	目的、定義などについて規定
②個人情報等の取扱い	保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用
	および提供の制限などについて規定
③個人情報ファイル	個人情報ファイル簿の作成について規定
④開示、訂正および利用	請求等の手続き、決定期間、手数料、審査請求など
停止	ついて規定
⑤雑則	未整理の保有個人情報の適用除外、条例の施行状況
	の公表などについて規定
⑥罰則	職員等が個人情報ファイルや保有個人情報を不正
	に提供・盗用したり、職権を濫用して職務外の利用
	目的で個人の秘密を収集したりしたときの罰則を
	規定

#### 2 品川区議会個人情報の保護に関する条例施行規程(議長訓令)について

条例の委任に基づく事項(条例で「議長が定める」とした事項)や開示・訂正・ 利用停止の請求等に係る様式について規定するなど、条例を施行するために必要 な事項を定める。

#### (1) 規定概要

①個人識別符号の具体例 (第3条関係)

②要配慮個人情報に該当する記述 (第4条関係)

③個人の権利利益を害するおそれが大きい情報漏えい 第5条関係)

④個人情報ファイル簿の作成・公表 (第8条関係)

⑤開示請求・開示決定に係る手続等 (第9条~第17条関係)

⑥開示請求の手数料[コピー代:白黒 10 円、それ以外 50 円] (第 18 条・別表関係)

(7)訂正請求・訂正決定に係る書類 (第19条~第23条関係)

⑧利用停止請求・利用停止決定に係る書類 (第24条~第27条関係)

⑨審議会(審査請求)へ意見を求めた旨の通知

(第 28 条関係)

⑩各種様式

(第1号様式~第23号様式)

(2) 施行期日:令和5年4月1日

## 3 品川区議会情報公開・個人情報保護規程の一部改正について

令和4年第4回区議会定例会において法改正を受けた「品川区情報公開・個人情報保護条例」の一部改正が行われ、当該条例中の個人情報保護に係る規定が削除され、情報公開についてのみ定める「品川区情報公開条例」となった。これに対応し、区議会の「品川区議会情報公開・個人情報保護規程」を「<u>品川区議会情報公開規程</u>」に改めるとともに関連規定を整備する。

施行期日:令和5年4月1日

品川区議会議長訓令第 号

品川区議会個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月 日

## 品川区議会議長 本 多 健 信

品川区議会個人情報の保護に関する条例施行規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和4年品川 区条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める ものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例に よる。

(個人識別符号)

- 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、 次に掲げるものとする。
  - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
    - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基 の配列
    - イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置 および形状によって定まる容貌

- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化
- オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋または掌紋
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険 者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険 者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号 に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号および同法 第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に 規定する保険者番号および加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第 1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に 規定する保険者番号および被保険者記号・番号

- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金 番号
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許 証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の 24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する 住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161 条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理 に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住 者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の 番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号 (要配慮個人情報)
- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれ かを内容とする記述等(本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除

- く。)とする。
- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号) 第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項 の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少

年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議 長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失もしくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、または発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個 人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が 発生し、または発生したおそれがある事態
  - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に 定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利 利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなけれ ばならない。
  - (1) 概要
  - (2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目
  - (3) 原因

- (4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達する ために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託 して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第16条第2項の匿名加工情報を取り扱う場合の議長が定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。
  - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
  - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

- 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。 次項および第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一 の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直 ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、またはその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号力に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所 に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の 情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に 係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規 定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲

げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
  - ア 執行機関の職員または当該職員であった者
  - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被 扶養者または遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2 条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が 条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係 る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。 (開示請求書)
- 第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(第1号様 式)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項または第39条第2項の規定 により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書 類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求または利用停止請求(以下この項および次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
  - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された 本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示

請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第18条第2項、第31条第2項または第38条第2項の規定により 代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その 他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成された ものに限る。)を議長に提示し、または提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられた ものとみなす。

(開示決定の通知)

- 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
  - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所
  - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における 準備に要する日数および送付に要する費用

(開示決定通知書等)

- 第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(第2号様式)とする。
- 2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(第3号様式) とする。

## (開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(第4号 様式)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(第5号様式)とする。

(第三者意見照会書等)

- 第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(第6号様式)により行うものとする。
- 2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(第7号様式)とする。
- 3 条例第27条第1項または第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(第 8号様式)とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、同条第1項に規 定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たって は、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないよう に留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示請求の年月日
  - (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 前項各号に掲げる事項
  - (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出 者への通知書(第9号様式)とする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲 げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計 算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わさ れたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあっては、議 会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。
  - (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声または映像が記録された電磁的 記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴または複写 したものの交付
  - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙 に出力したものの閲覧または交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧または複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものまたは用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

## (開示の実施の方法等の申出)

- 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した開示の実施方法等申出書(第10号様式)により行わなければならない。
  - (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨および当該部分ごとの開示の実施の方法)
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨および当該部分
  - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
  - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

### (開示請求の手数料)

- 第18条 条例第30条第1項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。
- 2 条例第30条第3項の規定により手数料を減額し、または免除する場合は、 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者もしく は手数料を納付する資力がないと認められる者から申請があったときまた は議長が特別の事由があると認めるときとする。
- 3 手数料の減額または免除を受けようとする者は、開示の請求をする際、手

数料減額・免除申請書(第11号様式)を議長に提出しなければならない。 (訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(第12 号様式)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

- 第20条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(第13号様式)と する。
- 2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(第14号様 式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(第15 号様式)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第22条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(第 16号様式)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第 17号様式)とする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書 (第18号様式)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

- 第25条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(第19号様式) とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(第20 号様式)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第26条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(第 21号様式)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第27条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書 (第22号様式)とする。

(意見を求めた旨の通知書)

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、意見を求めた旨の通知書 (第23号様式)により行うものとする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表 (第18条関係)

保有個人情報の種類	金額	
文書、図画および写真ならびに電磁的記録を印刷物	写し1枚につき10円	
として出力したもの	(白黒のもの以外のもの	
	にあっては50円	
ビデオテープ	写し1巻につき700円	
録音テープ	写し1巻につき400円	
電磁的記録であって、印刷物として出力することが	当該電磁的記録の性質に	

できないもの(ビデオテープおよび録音テープを除 応じ、その写しを作成す く。) るために必要となる実費 相当額

## 第1号様式 (第9条関係)

## 開示請求書

年 月 日

		午 月	Д
品川	区議会議長 あて		
	(ふりがな)		
	氏名		
	住所または居所		
	<u>T</u> (電話番号)		
E	品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第19条第	1項の規定	定に
より	)、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。		
1	開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)		
2	求める開示の実施方法等		
	アまたはイに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法および希望日	を記載して 	てくださ 
	ア 事務所における開示の実施を希望する。		
	<実施の方法> □閲覧 □視聴 □写しの交付		
	<実施の希望日> 年 月 日		
	イ 写しの送付を希望する。		
L			

## 3 本人確認等

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人		
イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書		
□その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
ウ 本人の状況等 (法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)		
(ア) 本人の状況 □未成年者( 年 月 日生) □成年被後見人		
□任意代理人委任者		
(ふりがな)		
(イ) 本人の氏名		
(ウ) 本人の住所または居所		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。		
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他( )		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、または提出してください。		
請求資格確認書類 □委任状(別紙) □その他( )		

## 第1号様式 別紙

# 開示請求に係る委任状

(代理人)	住所
	氏名
上記の者を	代理人と定め、次の事項を委任します。
1 保有個	人情報の開示請求を行う権限
2 開示決	定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
3 開示決	定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
4 開示請	求に係る保有個人情報の全部または一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
よび開え	請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
5 求める	開示の実施の方法その他の品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川
条例第1	2号)で定める事項を申し出る権限および開示の実施を受ける権限
委任理由	
年	- 月 日
(委任者)	住所
	氏名
	連絡先電話番号

- (注意事項)
  - 1 全ての項目は、委任者本人が記入してください。
  - 2 以下のいずれかの措置をとってください。
  - (1) 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたものに限る。) を添付する。
  - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

#### 第2号様式(第12条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(開示請求者) 様

#### 品川区議会議長

印

#### 開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1	開示する保有個人情報 ( 全部開示 ・ 部分開示 )
2	不開示とした部分とその理由(部分開示の場合)

#### (注意事項)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3	開示す	る保有個人情報の利用目的
4	開示の	実施の方法等
	(1)	開示の実施の方法等
		□事務所における開示 (□閲覧 □視聴 □写しの交付) □写しの送付
	(2)	事務所における開示を実施することができる日時および場所
		日時:
		場所:
	(3)	写しの送付を希望する場合の準備日数および送付に要する費用
		準備日数 日 送付に要する費用(見込額) 円
	(4)	備考
	(4)	備考

<本件連絡先>

品川区議会事務局 (担 当) (電話番号)

#### 第3号様式(第12条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(開示請求者) 様

品川区議会議長

印

#### 開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有		
個人情報の名称等		
開示をしないことと		
した理由		

#### (注意事項)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、 品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<本件連絡先>

品川区議会事務局

(担 当)

## 第4号様式(第13条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(開示請求者) 様

品川区議会議長

印

#### 開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る								
保有個人情報の								
名称等								
延長後の期間	日	(開示決定等期限	年	F	月	日)		
延長の理由								

<本件連絡先>

品川区議会事務局

(担 当)

### 第5号様式(第14条関係)

 文書番号

 年月日

(開示請求者) 様

品川区議会議長

印

## 開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

*/911XC/CX/ DCCC	しよしたりで温がします。
開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
条例第26条第1項の規 定(開示決定等の期限の 特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	( 年月日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) 年月日

<本件連絡先>

品川区議会事務局

(担 当)

### 第6号様式(第15条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

品川区議会議長

印

## 第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、次のとおり照会します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等についてご意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年月日
開示請求に係る保有個人情報に含まれて	
いる(あなた、貴社等)	
に関する情報の内容	
意見書の提出先	(品川区議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年月日

<本件連絡先>

品川区議会事務局

(担 当)

#### 第7号様式(第15条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

#### 品川区議会議長

印

### 第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、次のとおり照会します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等についてご意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1 号または第2号の規定の 適用区分およびその理由	適用区分 □第1号、□第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている(あな た、貴社等)に関する情報 の内容	
意見書の提出先	(品川区議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

品川区議会事務局

(担 当)

### 第8号様式 (第15条関係)

## 第三者開示決定等意見書

年 月 日

品川区議会議長 あて

(ふりがな)

#### 氏名または名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

## 住所または居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
開示に関してのご意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

#### 第9号様式(第15条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

品川区議会議長

印

### 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました 保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、品川区議会個人情報の保護に関 する条例(令和5年品川区条例第12号)第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示することとした 理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年月日

#### (注意事項)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、 品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<本件連絡先>

品川区議会事務局

(担 当)

### 第10号様式 (第17条関係)

## 開示の実施方法等申出書

			年	月	日
品川区議会議長	あて				
	(ふりがな)				
	氏名				
	住所または居所				
	Ŧ	(電話番号)			
品川区議会個)	人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号	) 第28条第3項の規	見定に	基づき	き、

品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第12号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情 報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	□ 全部 □ 一部 ( )
	(2) 視聴	□ 全部 □ 一部 ( )
	(3) 複写したものの交付(写しの 送付を含む。)	□ 全部 □ 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 □希望する 同封する郵便切手等の額 円 □希望しない

### 第11号様式 (第18条関係)

## 手数料減額 · 免除申請書

年 月 日

品川区議会議長 あて

(ふりがな)	
氏名	
住所または居所	
=	(雪託釆早)

品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第30条第3項の規定により、次のとおり手数料の(減額・免除)を請求します。

開示を請求する保有個人情報	
減額または免除を求める理由	① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
	② その他

#### (注意事項)

- 1 ①または②のいずれかに○印を付してください。
- 2 ①に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を 受けていることを証明する書面を添付してください。
- 3 ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してく ださい。

## 第12号様式 (第19条関係)

## 訂正請求書

左	E.	月	Е
		/ 1	

	т д н
品川区議会議長 あて	
	(ふりがな)
	氏名
	住所または居所
	T (電話番号)
品川区議会個人情報の保護に関より、次のとおり保有個人情報の	関する条例(令和5年品川区条例第12号)第32条第1項の規定に D訂正を請求します。
訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨および理由	(趣旨) (理由)
1 訂正請求者 □ 本人 □	法定代理人 口任意代理人
□在留カード、特別永住者証明 □その他( )	基本台帳カード(住所記載のあるもの) 引書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

3	本人の状況等	(法定代理人	、または任	意代理人	が請求する	場合にのみ記載して	こください。)	
ア	本人の状況	□未成年者	(	年 月	日生)	□成年被後見人	□任意代理人委任者	
(.	ふりがな)							
イ	本人の氏名							
ウ	本人の住所	または居所						
4	法定代理人が	請求する場合	ふ次のい	ずれかの	書類を提示	し、または提出して	こください。	
	請求資格確認	書類 □戸	籍謄本	□登記事	項証明書	□その他(	)	
5	任意代理人が	請求する場合	た、次の書	類を提示	し、または	提出してください。		
	請求資格確認	書類 口委	<b>纤</b> 状(別	(紙)	口その他	( )		

### 第12号様式 別紙

## 訂正請求に係る委任状

(代理人) <u>住所</u>		
氏名		
上記の者を代理人と定め、次の	)事項を委任します。	
1 <mark>保有</mark> 個人情報の訂正請求を	行う権限	
2 訂正決定等の期限を延長し	た旨の通知を受ける権限	
3 訂正決定等の期限の特例規	定を適用した旨の通知を受ける権限	
4 訂正請求に係る <mark>保有</mark> 個人情	青報を訂正する旨の決定通知を受ける権限および当該 <mark>保有</mark>	個人
情報を訂正しない旨の決定通	知を受ける権限	
委任理由		
年 月 日		
(委任者) 住所		
氏名		
連絡先電話番号		
()(). <del>**</del> - + - <del>**</del> - * - * - * - * - * - * - * - * - *		

## (注意事項)

- 1 全ての項目は、委任者本人が記入してください。
- 2 以下のいずれかの措置をとってください。
- (1) 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたものに限る。) を添付する。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

#### 第13号様式(第20条関係)

 文書番号

 年月日

(訂正請求者) 様

#### 品川区議会議長

囙

#### 訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内 容および理由	(訂正内容)
	(訂正理由)

#### (注意事項)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、 品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<本件連絡先> 品川区議会事務局 (担 当) (電話番号)

### 第14号様式 (第20条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(訂正請求者) 様

#### 品川区議会議長

印

# 訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る		
保有個人情報の		
名称等		
訂正をしないこ		
ととした理由		

#### (注意事項)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、 品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<本件連絡先>

品川区議会事務局 (担 当) (電話番号)

# 第15号様式 (第21条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(訂正請求者) 様

品川区議会議長

印

# 訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等					
延長後の期間	日	(訂正決定等期限	年	月	日)
延長の理由					

# 第16号様式 (第22条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(訂正請求者) 様

品川区議会議長

印

# 訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等							
条例第36条第1項の 規定(訂正決定等の期 限の特例)を適用する 理由							
訂正決定等をする期 限	年	月	日				

# 第17号様式 (第23条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(提供先) 様

品川区議会議長

印

# 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(提供先)に提供している次の保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第33条の規定により訂正を実施したので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等	
訂正請求者の氏名 等保有個人情報を 特定するための情 報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内 容および理由	(訂正理由)

<本件連絡先> 品川区議会事務局

(担 当)

(電話)

# 第18号様式 (第24条関係)

# 利用停止請求書

年 月 日

品川区議会議長	あて			
		(ふりがな)		
		氏名		
		住所または居所		

品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

〒 (電話番号)

利用停止請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨および理由	<ul> <li>(趣旨)</li> <li>□条例第 38 条第 1 項第 1 号該当 → □利用の停止、□消去</li> <li>□条例第 38 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止</li> <li>(理由)</li> </ul>

1	利用停止請求者  □本人  □法定代理人  □任意代理人
2	請求者本人確認書類
	□運転免許証 □健康保険被保険者証
	□個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
	□在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
	□その他( )
*	請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3	本	:人の状況等(法定	代理人または任意	代理人が	請求する	が場合にのみ	記載してくだ	さい。)
	ア	本人の状況	□未成年者(	年	月 日	生) □成	年被後見人	□任意代理人委任者
	(3	ふりがな)						
	イ	本人の氏名						
	ウ	本人の住所またに	居所					
4	法	定代理人が請求す	る場合、次のいず	れかの書	<b>碁類を提</b> え	<b>ドし、または</b>	提出してくだ	さい。
	請	求資格確認書類	□戸籍謄本 □	登記事項	証明書	□その他	( )	
5	任	意代理人が請求す	る場合、次の書類	を提示し	、また <i>に</i>	提出してく	ださい。	
	請	求資格確認書類	□委任状(別紙)	口そ	- の他 (	)		

# 第18号様式 別紙

# 利用停止請求に係る委任状

(代理人) <u>住所</u>
氏名
上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。
1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
4 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限および当該
保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限
WHIMPART TO STEE TO WEEK OF THE STEELS
委任理由
年 月 日
7 Д
(委任者)住所
氏名
連絡先電話番号

# (注意事項)

- 1 全ての項目は、委任者本人が記入してください。
- 2 以下のいずれかの措置をとってください。
- (1) 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたものに限る。) を添付する。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

### 第19号様式 (第25条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(利用停止請求者) 様

#### 品川区議会議長

印

### 利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容および理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
7.1在40.60 注出	(利用停止が)年日)

#### (注意事項)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、 品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

### 第20号様式 (第25条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(利用停止請求者) 様

#### 品川区議会議長

印

### 利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこととした理由	

#### (注意事項)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、 品川区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

# 第21号様式 (第26条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(利用停止請求者) 様

品川区議会議長

印

# 利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等					
延長後の期間	日	(利用停止決定等の期限	年	月	日)
延長の理由					

# 第22号様式 (第27条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(利用停止請求者) 様

品川区議会議長

印

# 利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	ſ			
条例第43条第1項の規定(利用停止決定等の期限の特例)を 適用する理由				
利用停止決定等をする期限	年月	日		

# 第23号様式 (第28条関係)

文 書 番 号 年 月 日

(審査請求人等) 様

# 品川区議会議長

印

# 意見を求めた旨の通知書

年 月 日付けの品川区議会議長に対する審査請求について、次のとおり品川区個人情報保護審議会に意見を求めたので、品川区議会個人情報の保護に関する条例(令和5年品川区条例第12号)第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求の対象となる 決定およびその内容	
	(1) 審査請求日
審査請求の内容	(2) 審査請求の趣旨
意見を求めた日	年 月 日

品川区議会議長訓令第 号

品川区議会情報公開・個人情報保護規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

令和5年3月 日

# 品川区議会議長 本 多 健 信

品川区議会情報公開・個人情報保護規程の一部を改正する訓令(案) 品川区議会情報公開・個人情報保護規程(平成17年品川区議会議長訓令第 1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

# 品川区議会情報公開規程

第1条中「品川区情報公開・個人情報保護条例」を「品川区情報公開条例」 に、「第32条」を「第24条」に改め、「、自己情報の開示および個人情報の 保護」を削る。

第3条の見出し中「または開示」を削り、同条中「第14条」を「第15条」に改め、「ならびに条例第21条に規定する自己情報の開示、条例第21条の6に規定する自己情報の訂正および条例第21条の12に規定する自己情報の利用停止」および「ならびに自己情報の開示、訂正および利用停止」を削る。

第4条中「第30条」を「第22条」に改める。

第5条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第1項中「第31条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第2項中「第31条第3項」を「第23条第3項」に改める。

第6条中「、自己情報の開示および個人情報の保護」を削り、「品川区情報

公開・個人情報保護条例施行規則」を「品川区情報公開条例施行規則」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

7.77	71.77.24			
改正後	改正前			
○品川区議会情報公開規程	〇品川区議会情報公開 <u>·個人情報保護</u> 規程			
平成17年3月29日議会議長訓令第1号	平成17年3月29日議会議長訓令第1号			
品川区議会情報公開規程	品川区議会情報公開 <u>・個人情報保護</u> 規程			
(趣旨)	(趣旨)			
第1条 この規程は、品川区情報公開条例(平成9年品川区条例第25号。以	第1条 この規程は、品川区情報公開 <u>・個人情報保護</u> 条例(平成9年品川区			
下「条例」という。) <mark>第24条</mark> の規定に基づき、議会が保有する行政情報の	条例第25号。以下「条例」という。) <mark>第32条</mark> の規定に基づき、議会が保有			
公開その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	する行政情報の公開 <u>、自己情報の開示および個人情報の保護</u> その他条例の			
	施行に関し、必要な事項を定めるものとする。			
(用語)	(用語)			
第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例				
による。	による。			
(公開の実施等)	(公開または開示の実施等)			
第3条 議長が条例 <u>第15条</u> に規定する行政情報の公開を行うときは、区長が	第3条 議長が条例 <mark>第14条</mark> に規定する行政情報の公開 <mark>ならびに条例第21条に</mark>			
行う行政情報の公開の方法の例による。	規定する自己情報の開示、条例第21条の6に規定する自己情報の訂正およ			
	び条例第21条の12に規定する自己情報の利用停止を行うときは、区長が行			
(検索資料)	(検索資料)			
 定めるファイル基準表とする。	 定めるファイル基準表とする。			
(手数料)	(費用負担)			
よる。	よる。			
2 条例第23条第3項の規定により手数料を減額し、または免除する場合は、	  2 条例 <mark>第31条</mark> 第3項の規定により手数料を減額し、または免除する場合は、			
区長が行う手数料の減額または免除の方法の例による。	区長が行う手数料の減額または免除の方法の例による。			
(区規則の適用)	(区規則の適用)			

改正後	改正前		
第6条 この規程に定めるもののほか、議会が保有する行政情報の公開につ	第6条 この規程に定めるもののほか、議会が保有する行政情報の公開、自		
いては、品川区情報公開条例施行規則(平成17年品川区規則第1号)の規	<u>己情報の開示および個人情報の保護</u> については、品川区情報公開 <u>・個人情</u>		
定を適用する。	報保護条例施行規則(平成17年品川区規則第1号)の規定を適用する。		
(その他)	(その他)		
第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に議長が定める。	第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に議長が定める。		
<u>付 則</u>			
この規程は、令和5年4月1日から施行する。			